

監査報告書

学校法人 高水学園

理 事 会 殿

評 議 員 会 殿

平成29年5月20日

監事 池元幸信

監事 村元真澄

私たちは、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)における学校法人高水学園の業務及び財産の状況を監査した結果、いずれも不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

監事意見書

1.高水学園の現状と将来展望について

本学園は、短大・高校・中学を運営し、特色ある教育理念のもと多くの人材を広く社会に送り出してきたところであるが、少子化の進行は本学園の経営に厳しく影響を及ぼしている。

平成19年度と本年度を比較すると、短大ではキャリアデザイン科を廃止したとはいえた学者が255人から136人へと激減。高校は840人から710人へ、中学校は273人から100人と急激に存学者数が減少している。

短大・高校・中学もソフト面を工夫して学生生徒の確保に努めているが、それにも限界があると思われる。今後は20億近くストックされている『減価償却引当特定資産』を活用して校舎の改築あるいはリニューアルにより、競争力の強化を図るべきではないかと考える。金利が高い時には利息が1億近く得られたが今は、500万円程しかなく、この資金の利活用は真剣に考えるべきである。

次に財政状況であるが、本学園は無借金経営を維持してきたとはいえ、最近の収入不足を補つてきた内部留保、所謂『土地等購入引当特定資産』は、平成18年度末に 8億9600万円余あったものが、本年度末では、7700万円となり、いよいよ財政は逼迫してきている。

今日ほとんどの私学は国や地方公共団体の補助金に依存しているのが現実である。しかしこの補助金による私学の経営支援政策は近い将来改変され、運営資金収入の柱として、寄付金制度を推進するものと予想される。

本学園もこれを受け、「教育振興寄付金」制度をスタートさせ、一定の成果をあげたことは評価できるが、他の私学も同様の取り組みをするものと予想されるので、寄付金募集を担当者任せにすることなく、役員・教職員が一丸となって取り組み、学園の安定的収入の確保に努められたい。その現実に向けては、創立120周年の節目の機会を利用するのも、良いと思われる。

2.教育指導について

本学園で学ぶ学生・生徒が学ぶ楽しさを実感し、保護者が満足を覚える教育を実現するよう教職員の更なる努力を望むと共に、教育に情熱を捧げる教職員が達成感を実感出来る環境確保に努められたい。

本年度ようやくICTが導入され、この活用方法も模索されているようであるが、後発の利点を生かし、先進的な学習システムの導入が望まれる。

3.施設等の有効活用について

本学園施設を市の防災計画に連動させ、地域貢献を図っておられることは高く評価出来るが、更に一步進めて、余剰施設を活用して、私立学校法26条に定める収益事業を実施され、収入確保の一助とされることを検討されるよう望む。

4.その他の項目

第1項において述べたところではあるが、過去10年間の学生・生徒数の減少は、少子化だけが原因とは考えられない。この間に取った学生・生徒数確保の為の施策の当否をきちんと評価し、その上に立った将来計画を早急に立案され、取組まれることを望む。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月31日

学校法人高水学園

理事会 御中

品川公認会計士事務所

公認会計士

品川充


私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づき、学校法人高水学園の平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人高水学園の平成29年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上